

練馬区長 殿

練馬区立地域交流ひろば使用料減額・免除申請書

下記のとおり練馬区立地域交流ひろばの使用料の減額・免除を申請します。

記

申請者	団体名	
	代表者住所	
	代表者氏名	
	代表者連絡先	
利用日時	年 月 日 (時 分から 時 分まで)	
利用施設	1 1面 (東側 ・ 西側) 2 2面 (全面)	
減額または免除の理由	<p>1 優先団体が地域活動のために利用するとき。 免除</p> <p>2 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。 免除</p> <p>3 官公署が行政目的のために利用するとき。 免除</p> <p>4 規則第 3 条第 2 項に規定する団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。 免除</p> <p>5 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。 免除</p> <p>6 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の区内の団体が地域活動のために利用するとき。 免除</p> <p>7 区が後援する地域活動を目的とする事業のために利用するとき。 5割減額</p> <p>8 保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。 5割減額</p> <p>9 規則第 3 条第 2 項に規定する団体 (優先団体を除く。) が地域活動のために利用するとき。 5割減額</p> <p>10 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の区内の団体が地域活動のために利用するとき。 5割減額</p> <p>11 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の区内の団体が地域活動のために利用するとき (6 に該当する場合を除く。) 。 5割減額</p> <p>12 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の区内の団体が地域活動のために利用するとき。 5割減額</p> <p>13 その他 [] 免除または 5割減額</p>	